

下市町ブロック塀等撤去事業補助制度

令和2年度から道路（私道等を除く）に面している倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に対し、補助金を交付する制度を創設しました。

<補助対象となる要件>

この補助金を受けるには次の要件すべてを満たす必要があります。

- (1) 町内に設置されたものであって、道路等に面しているもの
- (2) 道路等からブロック塀等の頂部までの高さが60cm以上のもの。
- (3) 別紙、ブロック塀等の点検表で不適合項目が1つ以上あること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けているものが施工するもの。
- (5) この補助金を受けて実施する撤去工事について、公共事業等による補償の対象となっていないこと。
- (6) この補助金を受けて実施する撤去工事について、同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けていないこと。

<補助交付額>

- （補助対象経費）ブロック塀等の撤去要する経費（撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。）とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。
- （補助金の額）補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする。

○募集件数 3件（先着順）

○公募期間 令和4年7月1日（金）から令和4年10月31日（月）まで
（土・日曜日及び祝祭日を除く）午前9時～午後5時まで
※募集件数に達し次第、締め切りとなります。

※補助金を受けるには、工事着手前に申請が必要です。また、制度利用には他にも要件等がありますので、必ず担当課までお問い合わせください。

※令和4年12月20日（火）までに工事を完了し、必要書類の提出が必要です。

問合せ先 下市町建設課 0747-52-0001（代表）
0747-68-9067（直通）